

○熊本県環境保全基金条例〔環境政策課〕

平成2年3月8日

条例第2号

熊本県環境保全基金条例をここに公布する。

熊本県環境保全基金条例

(設置)

第1条 環境の保全を図るため、熊本県環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、環境の保全のための施設整備、環境の保全に関する知識の普及その他の環境の保全に関する事業に要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第4条に定める事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、基金の一部を処分することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第95号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年10月9日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。